

# News Release

株式会社山陰合同銀行

〒690-0062 島根県松江市魚町 10  
TEL.0852-55-1000  
<https://www.gogin.co.jp>

2025年4月30日

## 手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた取り組み

ごうぎんは、政府・産業界・金融界が連携して取り組んでいる「2026年度末（2027年3月31日）までの手形・小切手機能の全面的な電子化」に向けた対応の一環として、下記のとおり手形・小切手の取り扱いを変更いたしますのでお知らせします。

### 記

#### 1. 実施内容

##### (1) 自己宛小切手の発行終了

自己宛小切手（銀行振出小切手）の発行を終了します。なお、発行済みの自己宛小切手の預金口座への入金は継続します。

##### (2) 他行振出手形・小切手の入金終了

当行以外の金融機関を支払地とする手形・小切手の預金口座への入金を終了します。なお、入金先の口座は、当座預金の他、普通預金、定期預金等各種預金を含みます。

##### (3) 手形・小切手の振出期限設定

手形・小切手の振出期限を2026年9月30日（水）とします。2026年10月1日（木）以降に振り出された手形・小切手は、当座預金からの支払ができません。

##### (4) 紙の手形割引の受付停止

紙の手形割引の受付を停止します。今後は、でんさい割引・でんさい貸付（信用保証協会保証付貸出を含む）をご利用ください。

#### 2. 実施日

2026年9月30日（水）

※手形・小切手の代替手段として、「でんさい」やインターネットバンキング等による「振込」、税金納付については e-Tax（イータックス）・eLTAX（エルタックス）等のご利用をお願いします。

※2024年9月より、小切手を振り出すことなく、当行所定の払戻請求書による当座預金からの払い出しを開始していますので、当座預金の口座開設店の窓口まで、払戻請求書をお持ちください。払戻請求書は店頭にご用意しているほか、当行ホームページの「伝票作成サービス」（無料）から作成いただけます。

（「伝票作成サービス」URL：<https://www.gogin.co.jp/business/work/voucher/>）

以上